

山形県精神科救急医療システム事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神症状の急変などで緊急な医療を必要とする精神障がい者等（以下「救急患者」という。）が、休日及び夜間を含めて迅速かつ適正な医療が受けられるよう、精神科救急医療体制を確保することを目的に実施する山形県精神科救急医療システム事業（以下「本事業」という。）の運営について必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、山形県（以下「県」という。）とする。

2 県は、本事業の全部又は一部を県が適当と認める団体に委託することができる。

(精神科救急医療システム連絡調整委員会)

第3条 本事業の円滑な推進を図ることを目的に、山形県精神科救急医療システム連絡調整委員会（以下「連絡調整委員会」という。）を設置する。

2 連絡調整委員会の組織及び運営については、別に定める。

(精神科救急情報センター)

第4条 県は、本事業を適正かつ円滑に実施するため、山形県精神科救急情報センター（以下「情報センター」という。）を県立ところの医療センター内に置く。

2 情報センターは、精神障がい者又は家族等からの精神科救急医療相談に応じる相談窓口を設置するとともに、警察、消防機関及び救急医療機関等からの要請に対し、救急患者の状態に応じた外来受診及び入院受入れ（以下「受入れ等」という。）可能な病院を調整のうえ紹介する。

3 情報センターは、前項に規定する救急患者の受入れ等について、第5条に規定する精神科救急医療施設（以下「当番病院」という。）等との間で、連絡・調整を行う。

4 情報センターの運営マニュアルについては、別に定める。

(精神科救急医療施設)

第5条 知事は、山形県精神科救急医療施設に関する指定要領に基づき、精神科病院の開設者から指定申請があった場合は、別表に定めるブロックごとに、当番病院として指定する。ただし、事業の緊急性に鑑み、救急患者の受入れ等について、他のブロックの病院の利用を妨げるものではない。

2 県は、日本精神科病院協会山形県支部の意見を踏まえ、前項で指定した精神科救急医療施設の中から、ブロックごとにあらかじめ定められた期間（以下「当番期間」という。）を病院群輪番制により担当する当番病院を定めるとともに、当番病院を記載した一覧表（以下「当番病院表」という。）を情報センター、精神科を標榜する各医療機関、警察本部、消防長会、各保健所及び精神保健福祉センター等あて送付するものとする。

3 当番病院は、当番期間において救急患者の受入れ等に必要な診療応需態勢として精神保健指定医1名（オンコール可）、看護師3名及び保護室など1床の空床を確保するとともに、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 次に挙げる患者を含むすべての救急患者を受入れ等の対象とする。
 - ア 精神保健福祉法（以下「法」という。）第34条移送（医療保護入院・応急入院）対象患者
 - イ 措置入院患者
 - ウ 入院を前提としない患者（外来対応も行う）
 - (2) 保健所及び情報センターから受入れ等の依頼があった場合は、できる限り引き受ける。ただし、別件の救急患者に対応している場合を除く。
 - (3) 救急医療機関等における身体合併症治療後の患者で、引き続き、精神科での入院を必要とする患者の転院依頼があった場合は、できる限り引き受ける。ただし、かかりつけ病院で受入れ等ができる場合を除く。
 - (4) 開かれた当番体制とするため県民に当番病院表を公開することに同意するとともに、山形県医療機関情報ネットワークの精神科病院空床情報システムにより空床情報を提供し、毎日情報を更新する。
- 4 当番期間は、当該期間の初日の午前8時30分から期間最終日の翌日の午前8時30分までとする。

（搬送体制）

- 第6条 県は、法第29条の2の2及び法第34条の規定に基づく知事責任による移送については、知事が別に定める規程により実施するものとする。
- 2 警察に保護された、あるいは自傷他害のおそれのある救急患者の搬送については、必要に応じて警察の協力を求めるものとする。
 - 3 身体合併症あるいは自傷等のある救急患者の搬送については、「傷病別搬送・受入れ実施基準」に従い、症状に応じて救急救命等、消防機関の協力を求めるものとする。
 - 4 転院が必要な患者の搬送については、医療機関相互の協議によるものとする。

（病院間の協力）

- 第7条 救急患者の受入れ等の期間は、当番病院の判断によるものとする。
- 2 当番病院は、新規の救急患者を引き受けた場合には、地域医療を重視するため、当該患者及び家族の意見を尊重し、地域の病院での治療に切り替えることを原則とする。また、医療的判断の結果、かかりつけ医の所属する病院に転院させることが望ましい場合は、積極的に転院を依頼する。
 - 3 精神科病院及び精神科診療所等のかかりつけ医で、自院の通院患者等が当番病院に受入れ等された場合は、積極的に救急患者等の情報を提供するものとする。
 - 4 当番病院等以外の精神科病院は、当番病院等が引き受けた救急患者で、精神科救急医療を終了した者について、引き続き、転院が必要な場合は、できる限り受入れ等に協力するものとする。

（県組織の対応）

- 第8条 保健所長は、法第29条の2の2あるいは法第34条に係る移送業務等に対応するため、常時、情報センター、当番病院及び警察署等の関係機関と連絡可能な体制をとる。
- 2 県障がい福祉課は、毎年度、保健所担当職員等の連絡名簿を作成し、第5条第2項の当番病院表とともに、関係機関に配布する。

(実績報告)

第9条 当番病院は、当番期間の対応状況について、翌月10日までに精神科救急医療システム事業報告書（月報）（様式1号）及び（月報集計表）（様式2号）により、また、最終当番期間終了後、翌月10日までに精神科救急医療システム事業実績報告書（年報）（様式3号）を当番病院の所在地を管轄する保健所を経由して知事あてに提出する。

2 前項の報告書の提出を受けた保健所は、様式1～3号を取りまとめのうえ県障がい福祉課に提出する。

3 県障がい福祉課は、前項の報告書に記載のある実施日数や空床確保日数に応じて当番病院に対し、予算の範囲内で委託料等を支払うものとする。

ただし、第5条第3項第2号に規定する受入れ等の依頼に対応できなかった場合は、当日の空床確保料は支払わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

ブロック名	ブロックの範囲（精神科二次医療圏及び市町村）
<p>村山 ブロック</p>	<p>【村山圏域】 山形市、上山市、天童市、寒河江市、村山市、東根市、尾花沢市（以上、7市） 山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町（以上、7町）</p>
<p>置賜 ブロック</p>	<p>【置賜圏域】 米沢市、長井市、南陽市（以上、3市） 高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町（以上、5町）</p>
<p>庄内・最上 ブロック</p>	<p>【庄内・最上圏域】 〔最上地域〕 新庄市（以上、1市） 金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村（以上、7町村） 〔庄内地域〕 鶴岡市、酒田市（以上、2市） 三川町、庄内町、遊佐町（以上、3町）</p>